

「社会保障・税一体改革成案」具体化のための 検討課題について

平成23年12月12日

国土交通副大臣 松原 仁

I. いわゆる逆進性の問題等税率引き上げに伴う諸課題への対応

1. 軽減税率の導入等公共交通・宿泊サービスへの対応の必要性

- ◎交通弱者や観光客等の移動・利用の抑制に直結。また、我が国の人口減少傾向の中、利用者等に対し税率引き上げ分の実質的な転嫁は困難であるため、サービスの喪失等となれば取り返しがつかない
- ◎運賃改定を行う際、ICカードシステム改修には膨大な費用と十分な時間が必要
- ◎諸外国においては軽減税率が導入されており、利用者の負担軽減や輸送サービスの維持等のための措置が必要。道路運送サービス事業者の従前の税負担にも配慮する必要。

(1) 公共交通の輸送に対する影響

- 公共交通は、経済産業活動を支える基盤であるとともに、子ども、高齢者、障がい者など交通弱者の通学・通院等に必要なライフライン。
- 特に、運賃収入のみでは路線維持が困難な離島・地方路線では、我が国の人口減少傾向の中、運賃改定による税率引き上げ分収入増は極めて困難。
- 仮に、運賃改定ができるとしても、経済力が弱い交通弱者の生活に打撃を与えるとともに、利用者数の減少(逸走)が発生。その結果、収入の確保が困難となり、減便や路線の廃止・縮小等、輸送サービスの更なる低下等が懸念。
- 利用者の負担増のために国民の移動が抑制され、現下の経済情勢の改善が遠のくことも懸念。

(2) 公共交通機関におけるICカード等への影響

- 鉄道をはじめとした公共交通においては、ICカード(Suica/PASMO等)が普及。仮に消費税率の引き上げに伴う運賃改定を行えば、ICカードシステムの改修が発生。
- 消費税引き上げに伴う運賃改定の際、ICカードの改修を行う場合、膨大な費用がかかるとともに、準備期間(1年数か月程度)が必要。
- ICカードの問題は、平成9年の消費税改正時にはなかった新たな事態。丁寧な制度設計がないと混乱をきたす懸念。

(3) 宿泊サービスに対する影響

- ホテル・旅館は、地域の雇用・経済を支える基幹産業かつ国策である外客誘致の基幹インフラ。中小企業が大多数であり消費者への確実な価格転嫁は困難。
- 宿泊サービスの価格水準の上昇が、観光需要の減退を招き、地域の雇用・経済にも悪影響を及ぼすおそれ。

(4) 消費税率を引き上げる状況になった場合の負担軽減措置等の必要性

- 軽減税率については、諸外国においても、旅客運送・宿泊サービスが軽減税率の対象として措置。
- 軽減税率以外の措置であっても、公共交通は経済産業活動を支える基盤であるとともに、交通弱者の通学・通院等に必要なライフラインであるため、利用者の負担軽減や輸送サービスの維持等のための措置が必要。
- 併せて、運賃改定の実施に向けて混乱しないよう、消費税引き上げに伴う運賃改定を原因とするICカードの改修のための十分な準備期間の確保等が必要。
- なお、道路運送サービス(バス、タクシー、トラック)については、既に揮発油税・軽油引取税等の燃料課税や車体課税で重い税負担が課されており、更なる負担増を回避することが必要。

2. 住宅等に対する負担軽減の必要性

- 住宅は、国民生活の安定、成長の基礎。一方で、住宅は、既に多岐多重にわたり課税されている。長期にわたって使用する住宅について、取得時に多額の消費税が一度に課されるのは負担が大きい。

- 住宅取得の負担は依然として大きく、消費税率の引上げによる負担増大は、住宅取得をさらに困難とさせ、住宅投資の抑制や質の低下につながる。

- また、消費税率の引上げは、
 - ①内需の柱である住宅投資の減少による景気の悪化、
 - ②駆け込み需要とその反動減等の市場の混乱、など、我が国経済や住宅市場に重大な影響を及ぼす。
(※)前回税率引上げ時(H9)は、新設住宅着工が前年比18%減(H8:163万戸→H9:134万戸)の落込みがあり、着工戸数は平成8年をピークにその後減小傾向が続いている。

- したがって、住宅に係る総合的な税負担が増加しないよう、軽減税率、還付制度の導入その他の負担軽減など特別な配慮が必要。

- また、住宅を含む不動産の流通段階には、多重の流通税(不動産取得税、登録免許税、印紙税)が課されており、この上、消費税率の引上げにより過重な負担による不動産取引の減退を招かぬよう、特別な配慮が必要。

Ⅱ. 他の消費課税等との調整の必要性

(1) 自動車取得税を含む車体課税については、抜本的な見直しを行うべき

- 自動車の取得時に、既に消費税と自動車取得税を併せて10%（営業車8%）の税負担が課されており、自動車ユーザーの更なる税負担を回避する必要。
- なお、自動車ユーザーは揮発油税、軽油引取税等、燃料に対しても重い税負担を課せられており、今後、この点についても十分な検討が必要。

(2) 印紙税については、廃止すべき

- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税は、
 - ・1つの取引について消費税と印紙税の両方が課税されている
 - ・他の文書と比べて課税率、課税額が著しく高い
 - ・建設業における重層請負構造の中で多段階にわたり課税されている等の不合理な点がある。
- 建設産業及び不動産業を取り巻く経営環境が厳しい中で、消費税率を引き上げると、需要の更なる落ち込みと経営環境の悪化が懸念される。このため、建設産業等における負担の軽減を図るとともに、不動産流通コストを引き下げ、市場の活性化を図る観点から、消費税率の引き上げに際して印紙税は廃止すべき。